

第 8 回 独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

1 . 日時：平成 1 5 年 3 月 3 日（月） 1 1 : 0 0 ~ 1 2 : 1 5

2 . 場所：農林水産省第 2 特別会議室

3 . 出席者：井上眞理委員、小林信一委員、坂本元子委員、鈴木三義委員、手島忠委員、徳江陸委員、夏目智子委員、間和彦委員、松本聰委員、菊池一郎専門委員、高橋英三専門委員、深見元弘専門委員、武田恭明専門委員、土居則子専門委員、長尾美奈子専門委員、日和佐信子専門委員、松井徹専門委員

4 . 議事

- (1) 分科会長の選出について
- (2) 平成 1 4 年度業務実績評価の進め方について
- (3) 中期目標等の改正について
- (4) その他

独立行政法人家畜改良センターの目的積立金申請の結果報告

平成 1 5 年 1 0 月に独立行政法人へ移行する法人の担当分科会について

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見に関する対処方針について

5 . 議事概要

(1) 分科会長の選出関係

委員の互選により松本委員が分科会長に就任した。松本分科会長は、分科会長代理に坂本委員を指名した。

(2) 平成 1 4 年度業務実績評価の進め方関係

事務局より平成 1 4 年度業務実績評価の進め方について配布資料に沿って説明を行った。

法人ごとにプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）を設置し、各PTにおいて評価基準の見直し検討および評価作業を行うこと、ならびに今後のスケジュールについて了承された。

(3) 中期目標等の改正関係

事務局より平成 1 5 年度に向けた中期目標等の改正について配布資料に沿って説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・カルタヘナ担保法制定とあるが、どの様な法律か。
- ・目標等の変更に係る審議について、審議時間が短いので、事前に委員に資料を送付す

る等の工夫をしてほしい。

これに対し、事務局から以下の説明を行った。

- ・カルタヘナ担保法とは、遺伝子組み換え体生物等が、国内に持ち込まれることによって、我が国の生態系が破壊されることを未然に防止するための法案であり、事前承認や水際での検査等の規制措置が盛り込まれており、3月中旬に国会に提出される予定である。
- ・会議資料については、可能なかぎり事前に委員にお送りし、十分な審議が行えるようにしたい。

農業者大学校理事長より、農業者大学校の業務方法書の一部変更について配布資料に沿って説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・15年度から新カリキュラムを適用したいということであるが年度計画、予算措置、中期計画への影響はあるのか。
- ・13年度の評価結果に基づいて、検討委員会でカリキュラムの見直しを検討したのか。
- ・今回のカリキュラム変更は、消費者に対する視点が盛り込まれていることから、大変良いことだと思う。

これに対し、法人側から以下の説明を行った。

- ・予算的には大幅に増加することではなく、既存経費の中で対応することとしたい。また、中期計画には、研修カリキュラムの変更については、検討委員会で検討する旨、記載されているので、中期計画を変更する必要はない。
- ・カリキュラムについては、時代のニーズに応じて対応する旨、平成13年度の評価にあたって評価委員から指摘されたこともあり、検討会で議論を重ねカリキュラムを変更することとした。

続いて生産資材課長より、農薬検査所の中期目標、中期計画、業務方法書の一部変更について配布資料に沿って説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・集取した農薬の検査の一部を委託するとあるが、具体的な委託先としてどのような機関を考えているのか。
- ・今回の農薬取締法改正により、個人輸入者も取り締まりの対象となるのか。

これに対し、生産資材課長から以下の説明を行った。

- ・具体的な検査機関については決まっていないが、基本的にはG L P制度等に基づく分析・試験能力を有している機関が該当することになると考えている。
- ・今回の法改正により、個人輸入者も取り締まりの対象となった。

中期目標等の改正については、以上のような質疑応答の上、今回説明を行った各法人の中期目標等の改正について了承された。今後の取扱いは、分科会長に一任されることで了承された。なお、この分科会の了承を持って、委員会の了承となる。

(4) その他関係

家畜改良センター理事長より家畜改良センターの目的積立金申請の結果について配布資料に沿って報告が行われ、了承された。

事務局より平成15年10月に独立行政法人へ移行する法人の担当分科会について配布資料に沿って説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・10月から、仲間に入ってくる法人は、既存法人と性格が違い、また、世間も注目している法人である。これらの法人については、臨時委員のみが担当することになるのか。
- ・また、これらの法人の業務概要を早い段階で教えてもらいたい。

これに対し、事務局から以下の説明を行った。

- ・臨時委員だけで担当することは制度的に不可能であり、現在の委員にもご担当願いたい。事前の資料の準備等、最大限の努力を図るとともに、新法人の業務概要については、各委員に資料を送付させてもらいたい。

平成15年10月に独立行政法人へ移行する法人の担当分科会については、以上のような質疑応答の上、4法人を農業分科会が担当すること、臨時委員を任用することが了承された。

分科会長より総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が農林水産省の評価委員会に対し指摘した内容について説明が行われ、総務省の指摘に対する具体的対応については、各PTで充分検討し法人ごとに対応してほしい旨の発言があった。

農業者大学から、前回の農業分科会に提出された農業者大学役員給与規程の一部改正新旧対照表について、誤記があった旨の説明が行われた。

その他、事務局側より次回分科会開催を平成14年度業務実績評価の進め方で示したとおり5月中下旬に予定していることを連絡し、会議を終了した。